



行橋市告示66号

農業振興地域の整備に関する法律施行令（昭和44年政令第254号）第10条第1項の規定に該当する軽微な変更をしたので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項で準用する同法第12条第1項の規定により公告し、当該変更後の農業振興地域整備計画を次のとおり縦覧に供する。

令和8年6月11日

行橋市長 工藤 政 宏



1 縦覧場所

行橋市中央一丁目1番1号

行橋市役所 産業振興部 農林水産課

2 変更内容

別紙のとおり

(行橋市農業振興地域整備計画の変更理由書)

行橋市

計画変更の内容 (編入・除外・用途区分の変更)

整理 番号	区域 番号	土地の所在 (大字・字・地番)	用途 区分	台帳 地目	現況	面積 ㎡	計画変更の 目的
1	B	大字延永 981 番 1	農地→農業用 施設用地	田	田	1,056 のうち 154	農業用倉庫 の建築
		大字延永 985 番 1	農地→農業用 施設用地	田	田	257	
2	D	大字天生田 445 番	農地→農業用 施設用地	田	田	2,730 のうち 898	障害者就労 支援施設の 建築
計		2 件 3 筆 1,309 ㎡	田 畑 樹園地 採草放牧地 農業用施設用地 その他 (原野、用悪水路)	} 又は「農地」		筆 筆 筆 筆 3 筆 筆	㎡ ㎡ ㎡ ㎡ 1,309 ㎡ ㎡

【整備計画の変更を行う理由】

行橋市では、経済事情の変動その他情勢の推移により、法第 13 条第 1 項に基づき、整備計画を変更する必要性が生じたので、今回やむを得ず整備計画の変更を行う。